

燕市告示第 118 号

燕市保育士等奨学金返還補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

燕 市 長 鈴 木 力

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の保育園等における保育士等の確保及び定着を図ることを目的とし、奨学金を利用して保育士資格を取得し、燕市内の保育園等に勤務する常勤の保育士等に対し、予算の範囲内において燕市保育士等奨学金返還補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育園等 次に掲げる施設をいう。ただし、燕市立保育園及び認定こども園を除く。

ア 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 39 条に規定する保育所及び法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園

イ 法第 34 条の 15 第 2 項に規定する認可を受けた者が法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設

ウ 法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可を受けていない施設で、同項に規定する届出をした施設

(2) 保育士等 法第 18 条の 4 に規定する保育士及び教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する幼稚園並びに幼保連携型

認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭並びに講師をいう。

(3) 常勤の保育士等 次のいずれにも該当する保育士等をいう。

ア 労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 5 条第 1 項第 1 号の 3 の規定により明示された就業の場所が保育園等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ 保育園等を運営する事業者と 1 年以上の期間(期間の定めのないものを含む。)の労働契約を結んでいる者であって、当該保育園等において 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上常態的に継続して勤務し、保育園等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(4) 奨学金 保育士資格を得るために指定保育士養成施設(法第 18 条の 6 第 1 号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。)の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、これらに就学する者が自己の名義で借り受けた資金のうち、別表第 1 に定めるものをいう。

(5) 燕市保育士等修学資金 燕市保育士等修学資金貸与条例(令和 5 年燕市条例第 3 号。以下「条例」という。)により貸与を受けた修学資金をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第 2 の左欄に定める補助対象者ごとに同表の中欄に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)の始期は、補助対象者が市内の保育園等で勤務を開始した月又は第6条第1項の申請をした日の属する月のいずれか後の月とする。

2 補助対象期間の終期は、次の各号のうち、いずれか先の月とする。

(1) 第 6 条第 1 項の申請をした日の属する年度の 3 月

(2) 補助対象者が奨学金を完済した月

(3) 補助金の交付を開始した初回の月から起算して 120 か月を経過した月

(4) 燕市保育士等修学資金の貸与を受けた者においては、第5条第2項で定める限度額に達した月

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内の保育園等において保育業務に従事している間の奨学金の返還費用(自ら返還したものに限り、遅延利息及び振込手数料を除く。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その限度額は、別表第2の左欄に定める補助対象者ごとに同表の右欄に定める額とする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市保育士等奨学金返還補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 雇用証明書(様式第2号)

(2) 申請者が奨学金を借り受けていることを証明する書類

(3) 保育士証の写し

(4) 勤務経歴申告書(様式第3号)(保育士としての勤務経験がある者のみ)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付することが適當と認めたときは、燕市保育士等奨学金返還補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定による補助金交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、市長が別に定める期日までに、燕市保育士等奨学金返還補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(様式第2号)

(2) 交付決定者が奨学金の返還を行ったことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その内容が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、燕市保育士等奨学金返還補助金確定通知書(様式第 6 号)により交付決定者へ通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第 6 条第 2 項による決定通知をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の交付及び請求)

第 9 条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を交付決定者に交付するものとする。ただし、交付決定者が希望した場合、補助金の額を確定する前に分割で交付決定者に交付することができるものとする。

- 2 交付決定者は、市長が別に定める期日までに、燕市保育士等奨学金返還補助金請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 1 項ただし書の規定による分割で補助金の交付を受けようとする交付決定者は、各年度の第 1 期(4 月から 7 月まで。)、第 2 期(8 月から 11 月まで。)及び第 3 期(12 月から 3 月まで。)の各期ごとに、燕市保育士等奨学金返還補助金請求書(様式第 7 号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(様式第 2 号)

(2) 交付決定者が奨学金の返還を行ったことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

- 4 市長は、前 2 項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為等があったとき。

(3) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、燕市保育士等奨学金返還補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から令和6年12月までの間にあっては、第4条中「第6条第1項の申請をした日の属する月」とあるのは、「第6条第1項の申請をした日の属する年度の当初月」と読み替えるものとする。

別表第1(第2条関係)

名称等
地方公共団体の実施する奨学資金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
日本学生支援機構奨学金(第一種及び第二種)
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
燕市保育士等修学資金
教育ローン(自己名義での返還の場合)
その他市長が上記の貸付に準ずると認めたもの

別表第2(第3条・第5条関係)

補助対象者	要件	限度額
燕市保育士等修学資金の貸与を受けていない者	(1) 奨学金を利用して指定保育士養成施設を卒業し、自ら奨学金を返還していること。 (2) 市内で保育園等を運営する事業者(以下「市内運営事業者」という。)と、令和6年4月1日以降に労働契約を締結し、市内の保育園等で常勤の保育士等として勤務していること。 (3) 補助金の交付を受けようとする期間において、奨学金に関し、この告示以外の類似の補助制度(勤務している事業者の制度を含む。)の補助を受けてい	月額2万円

	<p>うこと。</p> <p>(4) 人材紹介会社からの紹介による採用者でないこと。</p> <p>(5) 令和 6 年 4 月 1 日からこの補助金の申請にかかる労働契約締結までの間に市内の保育園等に保育士等として勤務したことがないこと。</p>	
燕市保育士等修学資金の貸与を受けた者	<p>(1) 奨学金を利用して指定保育士養成施設を卒業し、自ら奨学金を返還していること。</p> <p>(2) 条例第11条第2項第2号に定める返還猶予期間が終了した日の翌日から起算して1年以内に市内運営事業者と労働契約を締結し、市内の保育園等で常勤の保育士等として勤務していること。</p> <p>(3) 補助金の交付を受けようとする期間において、奨学金に関し、この告示以外の類似の補助制度(勤務している事業者の制度を含む。)の補助を受けていないこと。</p> <p>(4) 人材紹介会社からの紹介による採用者でないこと。</p>	<p>月額 2 万円かつ総額(この告示による補助金交付額を通算した額)は次のいずれか低いほうの額</p> <p>(1) 240 万円</p> <p>(2) 燕市保育士等修学資金貸与総額 × (返還猶予月数 / 60 月)(千円未満の端数切捨て)</p> <p>※ 返還猶予月数とは、条例第 11 条第 2 項第 2 号に定める返還猶予を受けていた月数をいい、1 月に満たない日についてはそれを切り捨てるものとする。</p>